

苦情の申出方法等

1 苦情の受付

大分県警察では、警察職員の職務執行に対する苦情を、警察本部監察課及び各警察署で受け付けています。

2 苦情とは…

ここにいう苦情とは、

- ◆ 警察職員が、職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことによって、何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服

◆ 警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満を言います。

※ 明らかに警察の任務とはいえない事項についての警察職員の不作為を内容とするものや、申出者本人と直接関係のない一般論として申し出られた苦情、提言等は対象となりません。

3 苦情の申出方法

苦情の申出をされる方は、口頭又は文書で苦情を申し出てください。

苦情の申出をする場合は、次の事項が必要となります。

- ◆ 苦情申出の原因となる職務執行の日時、場所及び警察職員の執務の態様その他事案の概要
- ◆ 苦情申出の原因となる職務執行によって、申出者が受けた具体的な不利益の内容又はその職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容
- ◆ 氏名、住所、電話番号
 - ※ 匿名でも苦情を申し出ることができます。
- ◆ (文書の場合)署名又は押印
- ◆ (文書の場合の提出先)
 - 大分県警察本部警務部監察課
(〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号)
 - 最寄りの警察署
- ◆ (電話の場合の架電先)
 - 大分県警察本部警務部監察課(097-536-2131(代))
 - 最寄りの警察署(各警察署の電話番号は前頁を参照してください。)